

## 第4章

### 基本的な枠組み

## 1 計画が目指すもの

障がいの有無や、年齢・性別にかかわらず、すべての人がお互いのことを一個人として認め、お互いを尊重しあい、支えあうことができる社会を実現しなければなりません。

そのためには、障がいのある人が社会の一員として、自分で選び、自分で決めて社会のあらゆる活動に参加し、その構成員として責任を分担する地域共生のまちづくりが必要不可欠です。

第3次計画では、こうした社会の実現を目指し、障害者基本法の目的である「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」をめざし、「地域の中で共に生活できるシステムづくり」を理念として掲げ、障がい者施策を推進してきました。

本計画では、総合計画の福祉・健康分野の基本目標にある「いつも笑顔で健やかに つながり100倍ひろげよう～一人ひとりがいつまでもその人らしくいきいきと暮らせるよう、お互いを尊重し、助け合いながら、あたたかく包み込む“大家族”を創っていきます～」を障がい者福祉の分野において実現させるため、第3次計画の理念をさらに発展させ、「障がいのある人もない人も、その人らしく安心して生活できる地域共生のまちづくり」を目指し、計画を推進していきます。

障がいのある人もない人も、  
その人らしく安心して生活できる  
地域共生のまちづくり



## 2 基本となる考え（基本方針）

本計画は、次の3つの基本方針に基づきの策定・推進します。

### ＜基本方針1＞ 住み慣れた地域での暮らしの確保

安全で安心して暮らせることは、障がいの有無に関わらず、すべての市民に共通した願いです。市民と行政の協働による災害時の安全確保に努め、すべての市民が安らかに暮らせる地域づくりを目指します。

また、障がいのある人が地域において安心して暮らし続けられるよう、当事者や保護者などによるグループホームなど〈生活の場〉の整備を支援していきます。

障がいのある人が地域において自立した生活を送るためには、地域社会全体で「障がい」と「障がいのある人」について十分に理解を深め、配慮していくことが重要です。そのために、正しい知識・認識を普及するとともに、すべての市民が共生の高い意識を持って理解しあえるよう啓発と交流の場づくりを進めます。

障がいのある人が、地域住民とともに、文化、スポーツ、健康づくり、余暇などあらゆる活動に参加しやすい環境を整えるとともに、障がいのある人とない人の平等な機会を確保するため、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

### ＜基本方針2＞ 本人の生活を支援する体制の充実

本市では、早くから「福祉でまちづくり」を合言葉に、人々の生活は制度の枠組みの中で成り立っているのではなく、さまざまな背景や環境の下にある「家族」や「地域の中でのつながり」により成り立っているという「地域を包括的に支えていく視点」でまちづくりを進めてきました。

平成8年4月に福祉のワンストップサービスによる、地域包括ケアを目指す福祉の拠点として「いきいき広場」をオープンして以来、障がいのある人や高齢者、そして、子ども、人づくりまで視野を広げ、ライフステージごとに切れ目なく必要な支援を提供できるシステムづくりや地域住民と専門職が、横断的・機動的かつ柔軟に連携できるような体制づくりを進めてきました。

また、平成26年4月には、市の福祉部に「福祉まるごと相談グループ」を新設し、多様化、複雑化する福祉ニーズに、高齢者、障がいのある人、子どもといった対象

者別の枠組みを超えて、横断的に対応することができる組織を設けるとともに、同年10月には、権利擁護に係る「いきいき広場」全体のマネジメント機能の中核を担う「高浜市権利擁護支援センター」を設置したことで、「いきいき広場」と地域の関係機関や専門職などとのネットワーク化が進んできました。

こうした背景も踏まえ、誰もがいつまでも住み慣れた地域に暮らし続けられるよう、本市の地域資源を最大限活用するとともに、地域の多様な支える力を結集させ、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた「たかはま版地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

「たかはま版地域包括ケアシステム」の構築を進める中で、障がいのある人への視点としては、幼少期における障がいの発見から療育・教育、就労、生活と障がいのある人一人ひとりの生涯を通じて、その成長や状態の変化に応じながら、関係事業所の連携の中で一貫した切れ目のない支援を目指します。

特に、各ライフステージの狭間においても適切な支援が受けられるような体制を整えるとともに、障がいのある人自身が考え、選択するなどの自己決定までの過程を丁寧に支援していきます。

就労を通じた自己実現の観点では、地域における真の自立支援として障がいのある人が役割意識を持ち達成感を感じて働き続けられる環境を整備していきます。

また、長期的な視野に立ち、障がいのある人に本当に必要な支援が安定して提供されるよう、持続可能な制度運営を図っていきます。

### **<基本方針3> 本人を支える人達への支援体制の構築**

障がいのある人の地域における自立と自己実現を図るためには、本人のみならず、保護者・家族、地域の支援者、当事者の団体、教育機関、福祉サービスを提供する事業所など本人を取り巻く支援者が活動しやすい環境を整えることは必要不可欠です。

そのために、障がいのある人本人の最善の利益を第一に考えることを前提に、直接的な支援者である家族等の不安や負担を軽減する体制や教育および事業者の活動の質を向上させるための支援の充実を図っていきます。

特に、障がいのある児童・生徒が、将来、地域の中で、人との関わりを持ちながら、自分らしく生きていくためには、障がいのある児童・生徒一人ひとりの能力を引き出し、その可能性を、就労や地域での活動につなげることが重要であり、教育機関と、福祉や

就労の関係機関並びに地域との連携強化を進めていきます。

また、障がいの受容を経て、障がいと障がいのある人を最も深く理解している障がいのある人本人と家族が、同じ立場の人たちと、障がいのある人の地域における自立生活を目指し組織的に活動できるよう、新たな当事者団体等の組織化を支援していくとともに、本人や家族が、仲間と交流しながら、地域に開かれた活動を展開できる多様な〈場〉を整えていきます。

### 3 施策の体系

|                                        |                             |                                     |                                                                                                                           |
|----------------------------------------|-----------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障がいのある人もない人も、その人らしく安心して生活できる地域共生のまちづくり | 基本方針 1<br>住み慣れた地域での暮らしの確保   | 1-1 災害時の安全の確保                       | ○障がいのある人が安全・安心に過ごせる福祉避難所の機能の確立<br>○避難行動要支援者の個別計画の作成                                                                       |
|                                        |                             | 1-2 民間活力の導入による施設等の整備                | ○地域における生活の場の整備支援（グループホーム等）<br>○障がい児への医療的なケアを伴う通所サービス等の整備促進                                                                |
|                                        |                             | 1-3 住民と交流できる新たな居場所・活動機会の創設          | ○公共施設や事業所等既存施設を活かした居場所づくり<br>○地域による居場所の活用・運営<br>○「ポッチャ」や「ぷれジョブ」を通じた地域交流の推進<br>○余暇活動を通じた地域交流の促進                            |
|                                        |                             | 1-4 「障がい」および「障がいのある人」に対する地域住民の理解の促進 | ○地域イベントへの参加促進<br>○ざっくばらんなカフェ等を活用した周知<br>○まちづくり協議会等の地域組織の自主的活動支援<br>○障がいを理由とする差別の解消の推進                                     |
|                                        | 基本方針 2<br>本人の生活を支援する体制の充実   | 2-1 たかはま版地域包括ケアシステムの構築              | ○包括的（まるごと）相談支援体制の推進<br>○相談支援員の資質向上体制の確保<br>○多職種連携による地域ケア会議の強化                                                             |
|                                        |                             | 2-2 継続・持続可能なサービス提供                  | ○サービス提供事業所新規開設支援<br>○市単独事業の見直し                                                                                            |
|                                        |                             | 2-3 ライフステージに応じた支援の充実                | ○ライフステージに応じた健康づくりの推進<br>○こども発達センターによる早期からの専門相談・支援の充実<br>○ライフステージごとの情報管理の明確化と継続支援の充実                                       |
|                                        |                             | 2-4 就労・定着支援                         | ○農業と福祉の連携（農福連携）による障がいのある人の就農の推進<br>○障がい者就労施設等からの物品等の優先調達<br>○多様なニーズに対応した就労支援<br>○就労支援会議の充実<br>○定着支援の強化<br>○企業等で働ける人の掘り起こし |
|                                        |                             | 2-5 権利擁護の充実                         | ○権利擁護支援センターの充実<br>○虐待に対する支援体制・虐待予防対策の充実                                                                                   |
|                                        | 基本方針 3<br>本人を支える人達への支援体制の構築 | 3-1 教育機関との連携                        | ○教育機関と関係機関とのネットワーク構築<br>○早期職場体験の実施                                                                                        |
|                                        |                             | 3-2 老障世帯等への包括的家族支援の推進               | ○支援調整会議の活用                                                                                                                |
|                                        |                             | 3-3 サービス事業所等のスキルアップ                 | ○事業所の垣根を超えた相互支援体制整備<br>○関係機関の連携による障がい別研修体制の構築<br>○教育関係者と事業所関係者の合同研修                                                       |
|                                        |                             | 3-4 保護者・家族支援                        | ○保護者・家族に視点を合わせた家族支援の強化<br>○保護者等の「子どもの育ちを支える力」の向上支援                                                                        |
|                                        |                             | 3-5 新しい当事者団体等の育成・支援                 | ○組織化に向けた支援<br>○既存団体への多様な活動支援                                                                                              |